

証拠説明書 43

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

令和8年1月13日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲B号証)

甲B号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
123	中部電力浜岡原発の不適切事案 規制委は審査を中断 対応協議へ	NHK	2026.1.6	写し				令和8年1月5日、被告は社長自らが記者会見を開き、原子力規制委員会において進められていた新規規制基準適合性審査(設置変更許可申請)における重要事項である基準地震動に関するデータに関し、故意に過小評価した不正データを提出していたことを発表したこと。 原子力規制庁によれば、「去年2月に規制委員会に対して外部からの通報があり、中部電力の社内調査で発覚したということで、中部電力は先月18日に規制委員会に報告した」という経緯で発覚したこと。		
124	原子力規制委「原子力安全を破壊するもの」中部電力の浜岡原発再稼働を巡る不正問題 審査やり直しの公算高く	東海テレビ	2026.1.7	写し				被告の不正データ提出について、令和8年1月7日に行われた原子力規制委員会定例会議では、原子力規制委員会の山中伸介委員長は「安全に直接関わる審査データの捏造案件である。明らかに不正行為である」と意見し、山岡耕春委員(原子炉安全専門審査会審査委員、核燃料安全専門審査会審査委員、地震・津波部会部会長)も「捏造または改ざんにあたるものかなと私は考えていて、事は重大」との見解を述べたこと。 会議後の記者会見で山中委員長は、「安全確保を行うのが事業者の責任であると、それを裏切るような行為であると考えているところで、原子力安全を破壊するもの」とこの問題を評価し、強い非難を加えていること。		

125	中部電力社長、原子力部門「解体的な再構築」浜岡の地震評価不正	日本経済新聞	2026.1.5	写し				令和8年1月5日の記者会見において、被告代表者である林欣吾社長は、「当社の原子力事業に対する信頼を失墜させ、事業の根幹を揺るがしかねない重大な事案であると、きわめて深刻に受け止めている」と述べただけでなく、「浜岡原発を運営する原子力事業者としての適格性を疑われると痛感している。」と述べたこと。 また「規制庁の方にも多大なご迷惑とご心配をかけている。心からお詫び申し上げます。今後は規制庁の判断にゆだねる」と述べたこと。		
126	浜岡原子炉設置変更許可申請書(4号炉の増設及び1、2、3号炉施設の変更)4号炉増設にかかる添付書類六の3 第3.3-6図 地質水平断面図(標高-13.5m断面)	被告	昭和61年11月	写し	6-3-191			昭和61年11月に被告が提出した浜岡原子炉設置変更許可申請書ではH断層系がH-1～H-4の4本しか描出されていないこと。		
127	プレリリース 浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について別紙	被告	2026.1.5	写し				被告の基準地震動捏造の手法とその経過		
					3			令和7年5月に原子力規制委員会から被告に求釈明があり、社内調査が行われていたこと。		